

平成27年度 第1回 山梨県森林環境保全基金運営委員会

1 日時：平成27年12月24日（木）午後1時30分～

2 場所：山梨県庁 防災新館 304会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）今村 繁子、遠藤 基、河野 東、白石 則彦、田中 美津江、宮澤 由佳

（事務局）江里口林務長、小島森林環境部技監、若林森林環境総務課長、島田森林整備課長、平塚みどり自然課長、桐林林業振興課長、金子県有林課長、大芝税務課課長補佐
森林環境総務課企画担当（4名）

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

（1）開会

（2）あいさつ

（3）議事

①平成26年度事業の実績について

②平成27年度事業の実施状況について

③基金の管理状況について

④その他

（4）閉会

6 議事の概要

①平成26年度事業の実績について

司会：

では、次第3「議事」に移ります。議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長：

それでは議題の（1）、平成26年度事業の実績について事務局から説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料1、各事業課長から資料2・3により説明）

委員長：

ありがとうございました。

ただいま事務局から資料により説明、報告がありました。委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

では、私から一つ聞きたいのですが、例えば資料の2の16ページのところで、国費の補助がないところに森林環境税が補助されているわけですが、何か事業の違いがあったのでしょうか。資料の2の16ページの中ほどの、国費の補助がない部分です。

森林整備課長：

この欄で国費が入っていないところは、国庫補助事業の対象外であり、例えば税事業に資するために地域の説明会をすとか、そういったものについては税単独の財源を使うということです。

また、一部の事業の中では木材集積等は国費対象になりませんので、そのようなものについては税金のみで事業に資するといったことになりますので、このような記載になっております。

委員長：

ありがとうございます。

もう一つ聞きたいのですが、例えば荒廃森林再生事業で間伐のところに対象面積が入っている内の国費と環境税の負担の割合が半分ぐらいのものから国費4分の1、環境税4分の3ぐらいの負担のものもあるようですが、これは実施した事業の内訳の違いのようなもので補助率が違うということなのでしょうか。

森林整備課長：

先ほど説明しましたように、集積などが入ってくると国庫補助の対象となりませんので、環境税の割合が高くなります。基本的には50パーセントが国費の対象、残りの50パーセントが税負担というのが基本になっておりまして、その中で国費の対象が変われば割合も変わってくるという形になります。

委員：

よく分からないのですが、補助率が違うということで、例えば環境も含めて考えると、集積まで行う間伐事業のほうが、環境全体においてはいいような気がするのですが、集積が必要な箇所と、切り捨て間伐でここはいいという部分は何か基準があって決定されるのでしょうか。

森林整備課長：

荒廃森林再生事業というのは、元々自分では手が入られず、森林の公益的機能を果たせない森林について所有者の負担なく間伐をすることによって、1万9千ヘクタールの荒廃森林を解消することが第一の目的でありますので、まずは切り捨て間伐ということで手を入れていきます。ただ、素材の生産、木材の有効利用も一つの大きな柱

なので、出せる部分がある箇所については、収益となる部分のお金を控除した中で補助していくこととし、木材の利用を図るということも行われております。

もう一つの集積については、切ってそのままにしておくとも木が下に流れてしまうような危険があるものですか、あるいは道路沿線で景観に良くないとか、そういった箇所で補助金の要望があれば、必要に応じ補助していくということになります。

あくまでも森林の機能を考え、切り捨て間伐を基本に進めている中で、今言ったような問題の幾つかにも対応していくこととなります。

委員：

実施事業体が南都留森林組合の箇所は、意外と国庫補助を受けない形での申請が多く出ているのですが、場所によっても偏りがあるとか、あるいは申請実施主体の取り組みの方法によって違うとかというようなことが何かあるのでしょうか。これで見ると南都留森林組合の事業箇所には割と国庫補助がないように見えます。

森林整備課長：

事業箇所については個別に相談があり、一つ一つ審査を行っており、特に地域や森林組合によって税の割合が高くなるということはないのですが、結果として南都留森林組合には補助金の付かない事業が多かったということです。

また、南都留森林組合は細かい森林を集めて一つの団地を作って管理したり、効率的な森林整備を実施するための森林経営計画の策定をかなり進めています。この事業を行うための環境整備や、説明会などについては国費の対象になりませんので、税事業で行いました。面積が括弧で記載されている箇所がそれにあたります。

委員：

甲斐の木づかい事業、森林体験活動支援、地域の森づくり活動支援で非常にたくさんの方が参加され、体験では皆さんすごく森に親しむことができ、非常に中身の濃い事業をしているというのを見せていただき、また森づくりのほうでもNPOであったり、熱心なグループがこの事業を受けてくださり、低い額でも効果の高い事業をしてくださっているのだろうなと感じました。

5年を一期として考えた中で、この4年目にして随分盛り上がってきたのではないかとということで、大変嬉しく思っています。

一つ質問なのですが、やはり甲斐の木づかい事業については費用が非常に高く、森林体験活動支援や地域の森づくり活動支援はかなり多くの方が参加して下さるということで、同じ金額でも随分それに触れる子どもや人の数に差が出てくるということとは仕方ないと思うのですが、例えば私が聞いたところで長野のある町ではウッドスタートという、赤ちゃんが生まれた時に絵本をプレゼントするブックスタートと同様に、積み木を2、3種類用意して好きなものを赤ちゃんの誕生の時のプレゼントとして差し上げるというのもあったのですが、例えば金額を検討して多くの人に支援が行き渡るような工夫もどうかと思ったのですがいかがでしょうか。

林業振興課長：

今のご意見、ご提案ですが、甲斐の木づかい推進事業については、小中学校に県産材を使用した机、椅子などの導入促進というところから始まりました。5年ごとに検討するということですので、今後いただいたご意見を参考にしながら、次には何をしていくのかを、課題等をふまえて検討していきます。課題の一つとして、2分の1の助成で市町村の費用負担が出てきますので、全市町村ではまだやっていただけないということがあります。そのような課題、今いただいた委員からのご提案をふまえて、次期税事業をどのようにやっていくかという中で議論し、検討していきたいと思います。

委員：

ありがとうございます。

委員長：

はい、どうぞ。

委員：

この資料を見せていただきますと甲斐の木づかい推進事業とか、体験学習、環境教育など、効果が出てきて素晴らしいことだと思うのですが、私たち消費者はあまり知りません。何をやっているのかとか現実の使われ方をもっとPRして、こんなことをしていて、こんなことに使われているということをしちゃんとPRしていただきたいと思います。しっかりお願いいたします。

森林環境総務課長：

ありがとうございます。

もっとこの事業の内容をPRすべきであるというご提言ですが、私どもとしまして、そのことは常に気に掛けておまして、あらゆる機会を通じてPRすることに努めております。具体的には各種のイベントでパネル等を利用してPRしたり、県の広報誌であります『ふれあい』等を活用しまして、積極的にPRしています。また、今年につきましては、年明け早々に県内でご覧いただけたと思いますが、『木もれ日』というPR誌を新たに作成し、写真付きで、視覚に訴えるような資料によってこの税事業の全容が分かるように県民の皆様幅広くPRしていきたいと考えております。足りない点がありましたら、また努力して参りたいと思います。

委員：

ありがとうございました。安心いたしました。せっかくこんな素晴らしいことをやっているのに、何をやっているのか皆さんあまり知らないなので、よろしく願いいたします。

委員長：

ほかに委員の皆様からご意見、ご質問ありませんか。

はい、どうぞ。

委員：

参考までにお伺いしたいのですが、各事業体は環境税以外の仕事もやっていると思うのですが、この環境税の仕事が、大体その事業体にとって全体の仕事の何割ぐらいを占めているということが分かりますか。

森林整備課長：

国から来る補助金を活用するとともに環境税も充当していくということですので、統計は取っていませんが、かなり割合は高くなっており、森林組合に対しては約半分ぐらいの事業費になっていると思います。これ以外に事業体は県有林でも事業を実施しています。県有林内の事業も一部税を使いますので全体とすればもう少し小さくなりますが、主に実施主体となっている森林組合については半分近くになっているのではないかと思います。

委員：

森林環境保全推進事業の荒廃森林再生事業ですが、26年度の実績が1,031ヘクタールということですが、27年度は目標として、どのぐらい予定しているのですか。

森林整備課長：

今年度当初予算ベースで言いますと荒廃森林再生事業と里山再生事業、広葉樹の森づくり推進事業を合わせて1,000ヘクタール位を予定しています。事業を行ったあとで補助金の手続きに入りますので、中々先が読めないということがありますが、昨年度の繰り越し分をプラスすれば、おそらく1,300ヘクタールから1,400ヘクタールという昨年以上の実績になります。

委員：

森林所有者との兼ね合いで取りまとめが中々大変だと思います。自分もこの事業に携わっているのですが、森林所有者をまとめていく中で納得してくれる人もいるし、してくれない人もいるのはわかりますが、荒廃した森林をこういうふうに施業すればこういうふうになるということを積極的にPRすることが欠けていると思います。里山にしても荒廃森林にしても、施業が完成した時にはこういういい結果が生まれますよというのを、もう少しコマーシャルすれば、もっといい成果が生まれると思います。

26年度がここまで施業が進んだというのは、色々な人の協力があり、人々の考え方も変わってきたという見方ができると思いますし、その結果、こういう数字が生まれて来たと思いますので、これからもよろしくお願いします。

森林整備課長：

森林組合の取り組みだけでは中々広がりがなかった中で、たくさんの協力をいただき、飛躍的に実績を増やすことができたことに対し感謝しています。

また、小規模な森林所有者に対し説明をし、森林経営計画の策定を進めたことにより一つの団地化による効率的な間伐や、作業道の作設による素材搬出がかなり進みました。昨年度はさらに各市町村に協力していただき、所有者負担なく間伐ができること、問い合わせは近隣の森林組合にお願いし、ということ毎月定期配布している広報紙に初めて掲載してもらいました。すると、それを出してすぐに数件の問い合わせが組合に入ったとのこと。昨年はそうしてPRを行いました、今年度も森林所有者に対するPRの取り組みを実施し、さらに森林整備の面積を増やしていきたいと思っています。

委員長：

ほかに委員の皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見が出尽くしたようですので、次の議題へ進みます。

議事の（2）平成27年度事業の実施状況について事務局から説明をお願いします。

②平成27年度事業の実施状況について

事務局：

（森林環境総務課長から資料4により説明）

委員長：

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いします。

委員：

2点ほど伺います。

まず一つは先ほど甲斐の木づくり事業のところで課題を少し教えていただきましたが、県民参加の森林づくり、森林体験活動支援、地域の森づくり活動支援で課題とされていることや、こんな良い効果がありましたというようなエピソードがありましたら教えていただきたいと思います。例えば利用者からこんな喜びの声があったとか、こんな効果があったという声があったら教えてください。

もう一つは、今全国的に森のようちえん活動に対して非常に興味を持たれていて、機運が盛り上がっています。他県では森のようちえん活動に特別にお金をかけて子育て支援として盛り上がっているところもいくつかある中で、森林体験活動支援や森林づくり活動支援などには、他課との連携が望まれるものもあるのではないのでしょうか。連携が非常に難しいというのは重々承知はしていますが、幼児教育の分野であったり、社会教育の分野であったり、福祉や教育など様々なところに関わることだと思います。先ほど広報という話がありましたが、そうした広報や周知で、教育委員会や福祉保健部と連携すれば、一緒になって盛り上げていけると思うのですが、いかがでしょうか。

みどり自然課長：

森林体験活動支援につきましては、学校林や森林公園など、ある程度安全確保がされたところでの活動に対する補助制度ということで、一定の条件を付けています。山梨県の森林は県土の 8 割を占めますが、逆に身近に緑があり過ぎて、守り、育てていこうという意識になりません。そこで、幼児期にそうした意識を持っていただき、大人になっても緑を守り、森林を守り育てようという意識を持っていただくというのがこの事業の目的であり、幼稚園や保育園の子供達が楽しさから入って、こういう体験をし、高学年になれば間伐や植樹に繋がっていき、効果が上がっているのですが、課題として、取り組みに踏み出すのに、簡単にいかない部分があります。実施していただいた方にはその良さを分かっていただけなのですが、踏み出すまでが中々大変ということで、この事業については毎年全教育機関に通知を差し上げて呼びかけをしています。相談があったところには林務環境事務所の森林関係の専門家が相談に乗ってどういう組み立てをしたらいいのか、独自でやったらいいのか、あるいは例えば清里のキープ協会などをお願いをしてプログラムに参加するとか、様々なやり方があり、どれがいいのか相談に乗り、事業を組み立てています。また、広く体験していただけるよう、基本的には同じ方の繰り返しではなく 2 回を限度にし、その後は自主事業でやっていただくような組み立てになっています。

地域の森づくり活動支援は、補助率が 2 分の 1 の事業であり、自主財源が必要なこと、また、他にも同目的の交付金があることなどから、実績的には増えていません。この事業については、他制度との兼ね合いも考慮し、税事業の見直しの中でもう一度組み立てを考えていかなければならないと思います。

最後に森のようちえんとの関係ですが、県内の森のようちえん全国ネットワークに参加している保育所等がこの事業を使うこともあります。学校教育法などで決められた機関に限定していますので、それ以外の自由にやっているところについては、県が補助を出すからには、安全確保など、一定の基準をクリアしていただかなければならず、森のようちえんの理念の中で自由な保育をしている方には中々要件が合わないことから、使っていないということがありますが、子育て支援課や社会教育課など、様々な課と連携する中でこれからも引き続き検討していきたいと思っています。

委員：

あくまでも要望ということで聞いていただきたいのですが、先ほど、どれぐらいの事業量を占めていますかという話をさせていただきましたが、今日午前中に私のところへ森林技術者が来て、今月に入って今日やっと休みが取れたというぐらい忙しくしているとのことでした。若い人たちが林業に関心を持ち従事者として入ってきて、この事業も含めて事業量が段々増えていることも確かですが、ほとんどの事業体の方たちがほとんど休みなくやっており、すごいね、いいねということもあるのでしょうけれども、せつかくの若者が、休みも取れない状況の中で去っていくことが心配されます。ですから前から申し上げていますが、税事業を実施しているこの時期に、県民全体でつくる森づくりに一生懸命力を入れていただいているのと同様、林業従事者の人

材育成にも、ぜひ税を使っていたきたい。今は、税でこれができないことは分かりますが、やはりそこが非常に懸念される場所です。企業の森づくりをやっていて、林業従事者の方から税事業の締め切りがあるので、そちらをやっていたら少し遅れてしまったと言われることが多々あります。それだけならばまだしも、12月に入って休みがないというのは、少し気の毒であり、まして体力を使う仕事で危険も伴うことでしょうから、ぜひ人材育成に力を入れていただき、無理をしないでやっていけて事業量も増えていくという状態にしていくために、人材育成をぜひ税で出来るような仕組みを考えていただきたいと思います。

森林環境総務課長：

ご意見ありがとうございます。

ただいまのご指摘のとおり、今の計画が4年目であり、次期計画をどのような形にするかということを検討すべき時期を迎えているわけですので、ただいまのような人材育成に力を入れるべきという貴重なご意見も参考にしながら、今後十分関係者で内容を詰めて参りたいと思います。

委員長：

私から一つ伺いたいののですが、この基金事業の中で金額の大部分は環境保全推進事業、森林整備の部分だと思うのですが、これ自体は毎年予算の縛りがある一方で、場所を探しながら実施しているのだと思いますが、今のところ実施したいという希望がありながら予算制約でこの範囲に収まっているのか、それとも予算よりは場所を探す方にかなり手間暇かかっているのでしょうか。

森林整備課長：

制度が始まった平成24、25年度は中々場所を探すのに苦労していました。森林所有者と荒廃している森林を探すのに中々苦労しておりましたが、昨年度は先ほど申しましたとおり、かなり周知もされ、予算に対して大体できるようになってきたと思っています。今年、来年とさらに場所を積み上げてきており、協定も順調に進んでおりますが、どうしても税込と国の公共事業の予算にも影響を受けますので、来年度の国の予算等を見ながらということになりますが、見込みでいけば、ほぼ要望する箇所に対しての実施はできるものと考えております。

委員長：

委員の皆様からのご意見、ご質問はありませんか。

よろしいですか。

それでは議事を進めたいと思います。

議事の(3)基金の管理状況について説明をお願いします。

③基金の管理状況について

事務局：

（森林環境総務課長から資料5により説明）

委員長：

ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

右側の8の基金積立額のところで27年度の税込見込額、2億7,790万円あまりですが、26年度の税込に比べると微妙に増えています。このあたりはどういう形で積算をしているのでしょうか。

税務課課長補佐：

税込見込額については、個人からいただく分と法人からいただく部分がありますが、前年度までの伸び率などを勘案して見込みをしています。27年度については26年度に比べて、納税していただく方が増えるような見込みをしています。

委員長：

27年度は、国税のほうでは何兆円か増収になるとニュースになっていると思いますが、例えば事業の業績がいいと法人からの税込が伸びるということもあるのでしょうか。

税務課課長補佐：

森林環境税については、法人県民税の均等割に上乗せするような形を取っています。法人税というのはいわゆる所得に対して税率をかけて算定するものですから、昨今法人の業績が上がっていますので非常に伸びている状況ですが、均等割は法人の資本金に応じて均等割額が決まり、それに対して森林環境税分5パーセントを上乗せするような形になっていますので、業績とは関係はないところを基準にしており、法人税の伸び率とは連動しません。

委員長：

分かりました。これを見ると、ほぼ26年度並みと思いますが、皆さんから何かございますか。

それでは議事を進めたいと思います。

議題の(4)、その他については2点の議題がございます。

まず最初の森林環境税に関する県政モニターアンケートについて事務局から説明をお願いします。

④その他

事務局：

（森林環境総務課長から資料6により説明）

委員長：

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等をお願いします。

委員：

具体的なアンケートの数はわかりますか。

森林環境総務課長：

調査の数ですが、県政モニターに委嘱されている方々の人数が 398 名です。この調査内容と全く同じもので企業 400 社に対しても行います。それから全市町村に対しても同様に行います。企業、市町村、県政モニターを対象に実施します。

委員：

市町村には、どのように実施するのですか。

森林環境総務課長：

市町村担当者宛に送り、その市町村としての考えを答えていただくような形を取ります。

委員長：

回収方法としては郵送という形でしょうか。

森林環境総務課長：

そのとおりです。

委員長：

そういう場合、過去に県政モニターの方にアンケートを行った際の回収率というのはどのぐらいになっているか、わかりますか。

森林環境総務課長：

各調査によっても違いますが、県政モニターのアンケートについては比較的高率の回収率になっています。8割以上が回収されると思います。企業については、過去の例では大体 20 パーセントから 25 パーセントという実績がありましたが、回収率は非常に低くなっています。市町村については、間違いなく回収できると思います。

委員長：

県政モニターの個人の方と、企業と市町村では属性が違いますが、それらはまとめて集計する考えでしょうか。

森林環境総務課長：

集計方法についてはこれから具体的に検討しますが、そもそも属性が違いますので、分けて集計することになると考えています。

委員：

アンケートの結果はどういう方法で、どの程度まで県民に周知されるのでしょうか。

森林環境総務課長：

アンケート結果については、次回のこの委員会において結果を分析したものをお示しし、内容について報告させていただきたいと思っております。そうしますと、この会議内容については公表しますので、アンケート結果の内容は全て県民に対しても明らかにされます。

委員：

このアンケートの内容を見ると、初めて導入される時のようなことでもいいような内容なんですけど、この5年間に実施した成果について、何か具体例があり、それが反映されているように見えません。

公表されるこのアンケートの結果をどの程度次のものに反映させていくのか、例えば大半が反対だったというようなアンケート結果が出た時に、今後この環境税を廃止する方向にいくということも少し気になります。非常に積極的な簡単明瞭なアンケートで、答えるほうは答えやすいのですが、その辺が非常に心配で、むしろ私はこれを続けてもらいたいと思うので、そういう心配があることと同時に、もう少し5年間の結果を踏まえたアンケートの中身があってもいいように思うのですが、どこかに5年間の実績が反映されているのでしょうか。

森林環境総務課長：

これまでの取り組みの実績を反映したものになっているかどうかというご指摘ですが、お手元の資料の中で森林環境税を活用した取り組みとして、税事業で現在取り組んでいる内容について紹介するカラーページを付けています。全アンケートにこれを添付いたします。これをご覧いただきますと、先ほどからご説明している税事業に関する取り組み、これまでどんなことをやってきたのかということが分かります。

例えば3枚目の一番上を見ていただきますと、3つの森林整備事業が写真付きで中間部に紹介されています。その一番右側、広葉樹の森づくり推進事業（植栽）の欄の右側に、やや小さな表現ではありますが「森林環境税を活用して3年間でおよそ2千haの森林整備を実施しました」というように実績を明らかにしています。また、裏面の甲斐の木づかい事業では「6校286組の机・椅子を導入されました」と記述し、県民参加の森づくりについてもこのようなことをやっていると記述し、なるべくこの資料の中でこれまで取り組んだ内容を明らかにするようにしています。まずはこれをご覧いただいた上でアンケートに答えていただくということを考えています。

それからもう一点のアンケート結果に非常に辛口のものがあった場合ですが、アン

ケートですからどんな結果が来るかというのは全く想定ができないわけですが、私どもとしましては、森林環境税事業は非常に公益性が高い事業として行われていますので、アンケート結果としてはむしろそういったことを補強していただける内容が多くいただけるのではないかと期待しているところです。私どもの期待に添えないような回答があった場合であっても、その内容についてよく検討しまして、改善すべき点はどこにあるのかといったことを前向きに捉えてまいりたいと思います。

林務長：

アンケート調査のやり方ですが、調査票が最初に来て問 1 にという形ではなくて、今までこういうことをやっていたということを踏まえた上で、問 1 に行くように工夫します。

別表でこういう形で出していると、全員の皆さんに見ていただければいいのですが、導入部分でこういうことをやっているということをお知らせした上で、次の計画に向かってどうなのかという流れになるよう、アンケート用紙も含めて検討させていただきます。

また、この結果をどうするかというのは、この場でも議論していただくということも当然一つありますし、もっと重要な県民の代表である議会との話ということもありますので、この結果によって全て方向性が決まるというつもりで我々は出しているわけではありません。ただ県民の方々がどういう意思を持っているのか、期待をしているのかということとはしっかりと把握した上で今後も検討しないと、違う方向にいても困りますので、アンケート調査は先にやらせていただくということで考えております。

委員：

もう一つお願いですが、私達も最近では森林の持つ多面的機能について数値で表わします。企業とのお付き合いをさせていただく時に数字で表していくと非常に効果的です。例えばものすごく荒れた森林であっても、現在の Co2 吸収量の換算ではどのくらいあったとか、窒素がどのくらいかということをお数字で表すことによって、非常に効果的に企業も反応してきます。そういうことがあるので、もう少し山梨県の森林が持つ価値を数的に表していただき、例えば荒廃しているためにその機能がどれだけの数値で落ちているとか、数値化できると思うのです。そういうものを見せていただくことによって、より県民に自分たちが受けている公益的機能というものが分かりやすくなると思います。

荒廃した森林に光が入るときれいになり、下層植生が出て環境保全できますというのは、森林整備をしている人間には分かりますが、一般県民にはやはり分からないと思うのです。だから山梨県の森林は、どの程度の価値があるということをもっと少し数値化したものを、この機会に出していくというのは効果的なことにならないかと思いますが、いかがでしょうか。

森林環境総務課長：

ただいまの分かりやすくというご意見ですが、非常に貴重なご提言と思いますので、どんな形で表現ができるか、十分工夫させていただきます。

委員：

この事業の実施者にはアンケートは取りますか。また、この事業に参加された方にもアンケートは取りますか。

森林環境総務課長：

事業の実施者、参加者へのアンケートですが、企業を抽出する際にランダムでと考えていましたが、確かに実施者がどのように考えているのかということも重要な意見だと思いますので、検討させていただきます。

委員：

特に森林整備の参加者はかなり意識が高くなるのではないかと思います。やはり新しい税に対して、もちろん抵抗をもっている方や様々な意見があるとは思いますが、効果を検証し、あまり興味を持っていなかったけれども様々な事業に触れたことによって意識が高まったという検証結果が出たら嬉しいなという思いと、効果が高かったものに関してはそこに重点を置いて更に事業を増やしていくというようにも使っていくのではないかと思いますので、お願いします。

みどり自然課長：

森林体験活動支援については、今年度、外部評価の対象になりまして、そちらの委員からも効果の検証をしっかりとするようにと指摘がありました。

元々報告書に色々と記述をしていただいたり、写真なども付けていただき、更に参加した子供達の意見もいただいていた。個別の事業としても効果の検証を実施していますので、県政モニター向けのアンケート調査と合わせて総合的に今後の税事業の検討材料にしていきたいと考えています。

委員長：

こういういわば税を徴収する側からのアンケートというのは、あまり意図的に実施すると回答を誘導するようなことにもなりかねませんので、配慮が必要だと思います。

それから、もしこれをただちに配布すると、いきなり設問から入るので、少し唐突な感じがします。やはり山梨県の森林の現状、特に県有林が日本で最大という特殊性も含めて理解いただいた上で、民有林の荒廃森林を特に重点的に整備するという趣旨を十分説明することによって、中立的な調査になると思います。

また、先ほど森林整備課長からこの事業が森林組合にとって半分ぐらいの重みになっているという話がありましたが、本当かなと思いました。この環境税の事業費が年間3億円ぐらいで、間伐事業など、国費を含めるとその2倍程度でもきかないと思うのですが、例えば間伐補助金の規模という点で本当に半分も占めているのでしょうか。

森林整備課長：

間伐に関しては、特に昨年度は非常に多く実施しましたので半分ぐらいまではいくと思います。それ以外に植栽などもあります。そういったものは税以外でやります。

また、県有林が多いので県造林事業がかなりあり、事業費とすればもっと大きくなります。ただ、森林組合が行う事業は、非常に間伐が多いので、半分ぐらいとなります。一昨年、その前と違って昨年度は特に間伐を多く実施したことから、そのぐらいになります。

委員長：

本当にこの3億円の半分を占めるということならば、事業がなくなった時に仕事が半分になってしまうということにもなりかねず、本当かなという気がします。

森林整備課長：

これまでも所有者負担がない事業はありましたがそれがなくなり、それではなかなか事業が進まない。税を使って所有者負担分に投資して事業を実施しています。これまで山梨県では毎年810ha程度の間伐を実施していましたが、平成26年度は1,200ha、荒廃林整備だけで1,000ha実施しましたので、税の導入によって少しペースアップしたということになります。

委員：

そうすると、やはり同じ人達が事業を実施していますから、どちらかが増えてどちらかが減っているということだと推測されます。ですから余計に人材育成というのが必要ではないかと思います。

森林整備課長：

間伐作業は特に冬に集中します。春先には植栽作業があり、夏には下刈り作業があるように、季節ごとに作業を実施している中で、事業量の多い間伐の時期になると、どうしても労務の手配が厳しくなると伺っております。これから更に事業を実施していく上で、確かに人材育成が課題になると思います。

委員長：

次の委員会は3月ということですので、アンケート調査は年明け早々に送付、回収、分析をし、3月に結果が出てくるということですか。

森林環境総務課長：

そのとおりです。

委員長：

ほかに委員の皆さんからご意見、ご質問等ありませんか。

こんなことを聞いてほしいという質問項目はありませんか。よろしいですか。

最後に議題のその他の 2 番目、報告事項、山梨県森林環境保全基金運営委員会設置要綱の改正について説明をお願いします。

事務局：

（森林環境総務課長から資料 7 により説明）

委員長：

ただいまの説明のとおりですが、第 6 条を新たに追加するという点について何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

この件については事前に事務局から相談をいただいております。趣旨は十分理解できますのでよろしいと思います。いかがでしょうか。

（委員の方々より、「はい」の声）

委員長：

はい、ありがとうございます。

本日の議題は以上ですが、委員の皆さんからこの際何か発言等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（委員の方々より「はい」の声）

委員長：

本日は皆さんより大変貴重なご意見をたくさんいただきました。事務局で取りまとめて今後の運営に反映してください。以上を持ちまして閉会させていただきます。

司会：

白石委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、山梨県森林環境保全基金運営委員会を閉会いたします。

長時間にわたりありがとうございました。